

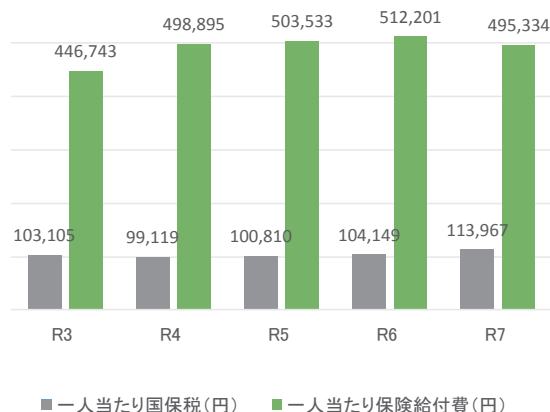
【国民健康保険】～令和7年度の保険給付費・国保税と特定健診受診状況について～

一人当たり保険給付費と国保税

令和7年度における一人当たりの保険給付費（診療費・調剤等の費用）は49万5,334円で、一人当たりの国保税は11万3,967円となりました。一人当たりの医療費は、前年度より、1万6,867円減額となりました。

保険給付費の減額と国保税の増収により、国民健康保険特別会計の決算状況は4年ぶりの黒字となりました（※）。

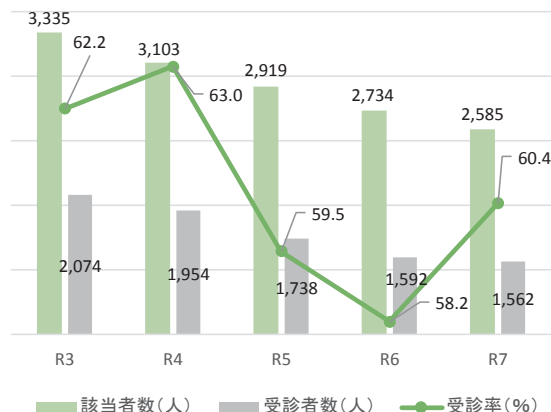
（※）令和7年度単年度収支 3,551万円の黒字



特定健診受診状況

生活習慣病の予防のために、対象者（40歳～74歳）の方にメタボリックシンドロームに着目した特定健診を行っています。令和7年度の受診率は60.4%（速報値）と、前年度（58.2%）を上回りました。

令和8年度は、未受診者対策を講じ、受診率を上げるとともに、高血圧・高血糖・脂質異常・腎機能低下の方を対象に、保健師による保健指導を重点的にを行います。



10月は国民健康保険の適用適正化月間です

1. 国民健康保険の加入・脱退の届出は「14日以内」に

退職などによる国民健康保険への加入の届出が遅れると、国保税は資格取得した月までさかのぼって支払う必要があります。また、加入していない期間の医療費が全額自己負担になることがあります。なお、就職などの理由で国保を脱退する人は、脱退の届出が遅れると、国保税と社会保険の保険料と二重払いになることがあります。

2. 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがありますので、勤務先にご相談ください。

3. 申告を忘れずにしましょう

加入者は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国保税の軽減の適用および医療費の限度額申請時の判定ができません。

～国税庁からのお知らせ～

「確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax！」

医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！

▷ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、

自動計算で、医療費控除を適用した申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。

▷ マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に自動入力できます。

▷ e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの

✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダー）

✓ マイナンバーカードとパスワード2つ

① 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

△ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限をご確認ください！

※有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等のご利用ができませんので、更新手続をお願いします。有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。



医療費控除の
マイナポータル連携
(方法はこちら)



デジタル庁ホームページ
(更新手続等はこちら)

